

公表日：2023年2月1日

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.3%
正規	74.2%
非正規	53.0%

対象期間：令和4事業年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金、通勤手当、就職祝金・報償金等を除く。

正規：出向者は除く。

非正規：パートタイマー、アルバイト（非常勤医師を含む）、嘱託を含む。

人員数の算出：人数